

平成29年7月4日

平成29年定時総代会議事録

住友生命保険相互会社

## 平成29年定時総代会議事録

1. 日時 平成29年7月4日（火）午前10時30分から午後0時15分

2. 場所 大阪府中央区城見1丁目4番1号  
ホテルニューオータニ大阪

3. 出席取締役および執行役

a. 取締役 11名中、出席取締役11名

出席者 佐藤義雄、橋本雅博、山口博、野呂幸雄、本城正哉、本林徹、  
藤沼重起、大日向雅美、山下徹、矢吹公敏、釜和明

b. 執行役※ 10名中、出席執行役10名 ※取締役兼務者は取締役として記載

出席者 篠原秀典、藤戸方人、古河久人、荒木登志松、河野伸三、  
松本英晴、長瀧研一、角英幸、藤山勝伸、酒井真史

4. 議事の経過の要領及びその結果

定刻、執行役社長橋本雅博は、定款第18条の規定により議長となり開会を宣した。

続いて、議長は、本日出席した総代数を次のとおり報告し、本総代会のすべての議案の決議に必要な法令および定款上の定足数を充足している旨を述べた後、社員の代表である総代の数を適正とする考え方、総代の選出方法および総代の構成と社員全体の構成との対比について報告した。

総代総数	178名
本日出席した総代数	175名
(議決権行使書による出席 18名を含む)	

a. 監査報告

議長から監査委員会に監査報告を求めたところ、監査委員長本林徹は、平成28年度における取締役および執行役の職務執行についての監査結果は監査報告書に記載のとおりである旨を報告した。

また、本総代会に提出された議案および書類について、いずれも法令、定款に適合しており、特に指摘すべき事項はない旨を報告した。

b. 「平成28年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件」

議長は、平成28年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書について、ナレーションにより報告を行う旨を述べ、ナレーションにて内容を報告した。また、平成29年度の取組方針（対処すべき課題）について、議長から報告した。

c. 「審議員会審議事項報告の件」

議長は、審議員会審議事項について内容を報告した。

また、平成29年のご契約者懇談会の開催状況についてもあわせて報告した。

議長は、決議事項の各議案について一括して上程する旨を述べ、各議案の内容を説明した。

d. 決議事項の議案の説明

(1) 第1号議案 「平成28年度剰余金処分案承認の件」

議長は、平成28年度剰余金処分案について、別紙1のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した。

(2) 第2号議案 「社員配当金割当ての件」

議長は、平成28年度決算に基づく社員配当金の割当てについて、別紙2のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した。

(3) 第3号議案 「総代候補者選考委員10名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって総代候補者選考委員全員の任期が満了することに伴い、総代候補者選考委員10名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として江口忍、穀田有一、田村直樹、辻村肇、鶴田直之、中川由紀子、早瀬昇、水本伸子、山川敦子および渡辺昭典を指名した。

(4) 第4号議案 「審議員15名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって審議員全員の任期が満了することに伴い、審議員15名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として安藤隆春、泉本小夜子、岩沙弘道、牛尾奈緒美、梅村充、岡正晶、岡素之、奥正之、加藤隆俊、見城美枝子、河野栄子、十倉雅和、松澤佑次、松下正幸および米山高生を指名した。

(5) 第5号議案 「取締役11名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって取締役全員が任期満了により退任することに伴い、取締役11名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として佐藤義雄、橋本雅博、野呂幸雄、本城正哉、篠原秀典、本林徹、大日向雅美、山下徹、矢吹公敏、釜和明および森公高を指名した（本林徹、大日向雅美、山下徹、矢吹公敏、釜和明および森公高は社外取締役候補者）。

次に、議長は、報告事項および決議事項についての質問および動議を含めた審議に関するすべての発言を受けた後、決議事項について採決のみをとる方式にしたい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認した。

e. 質疑応答

事前に寄せられた質問および席上でなされた質問について、それぞれ議長または議長が指名する担当執行役から回答した。質問内容は次のとおりである。

「事前質問」・・『「健康増進型保険」におけるお客さまの健康増進活動の測定方法等について』

『過去にがんに罹患したお客さまへのがん保険について』

『病気の予防に関する活動とがんに対する支払状況について』

『海外事業展開の中長期的な経営戦略について』

『今後の海外事業展開について』

『エヌエヌ生命との業務提携によるメリットについて』

『保険料等収入および保険金等支払金の増減要因と今後の見込みについて』

『契約者への丁寧な対応について』

『お客さまに寄り添った対応について』

『資産運用収益の向上に向けたアセットアロケーションについて』

『不動産投資戦略について』

『日本国債がデフォルトした場合の生命保険会社への影響について』

『外国人の保険加入について』

『ビッグデータを活用したサービスの強化について』

『少子高齢化の進行を踏まえた今後の営業職員体制について』

『少子化への取組みについて』

「当日質問」・・『不妊治療等に関する保険について』

『「健康増進型保険」における他社との差別化について』

f. 決議事項の議案の採決

(1) 第1号議案 「平成28年度剰余金処分案承認の件」

議長は、平成28年度剰余金処分案について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数177名）。

(2) 第2号議案 「社員配当金割当ての件」

議長は、平成28年度決算に基づく社員配当金の割当てについて、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数177名）。

(3) 第3号議案 「総代候補者選考委員10名選任の件」

議長は、総代候補者選考委員10名選任について、議場に諮ったところ、満場異議

なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数177名）。

（4）第4号議案 「審議員15名選任の件」

議長は、審議員15名選任について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数177名）。

（5）第5号議案 「取締役11名選任の件」

議長は、取締役11名選任について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決し、各人はそれぞれ就任を承諾した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数177名）。

以上をもって本総代会の議事を全部終了したので、議長は午後0時15分閉会を宣した。

平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位:円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	81,954,656,145
剰 余 金 処 分 額	81,954,656,145
社 員 配 当 準 備 金	51,735,785,783
差 引 純 剰 余 金	30,218,870,362
損 失 填 補 準 備 金	200,000,000
基 金 利 息	1,918,870,362
任 意 積 立 金	28,100,000,000
基 金 償 却 準 備 金	27,400,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

## 社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

平成28年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 個人保険および個人年金保険

#### a. 5年ごと利差配当契約 [販売名称：Wステージ 等]

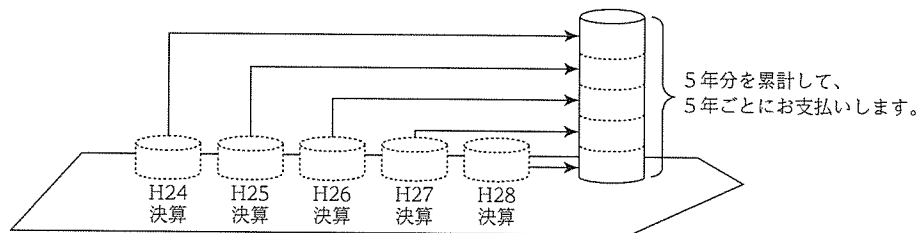
契約ごとに以下の項目 (①、②) の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の5年ごとと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (平成28年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料(年額) × 長期継続配当率(別表2) ○災害・疾病特約 契約日から経過10年を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率(別表3)

(注) 「5年ごとと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

#### <ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

(平成24年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 3年ごと配当契約 [販売名称：ライブワン・Qパック]

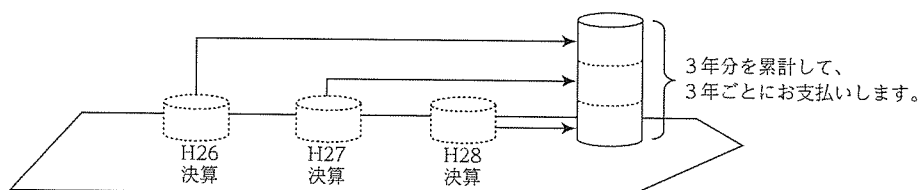
契約ごとに以下の項目 (①、②) の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の3年ごとと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (平成28年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過6年および経過9年を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料 (年額) × 長期継続配当率 (別表4) ○災害・疾病特約 契約日から経過6年および経過9年を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率 (別表5)

(注) 「3年ごとと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>

(平成26年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。



### c. 毎年配当契約

契約ごとに以下の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保 險 金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	特約保険金・入院給付日額 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

### 2. 団体保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

### 3. 団体年金保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企业年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 新団体生存保険	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 確定給付企業年金保険	0円

### 4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

## 5. 医療保障保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表1

## 利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類		配 当 率
予定利率2%以下の保険種類	5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)以外	1.60%-予定利率
	5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)	1.35%-予定利率
予定利率2%超の保険種類		1.15%-予定利率

ただし、下記の保険種類については以下のとおりとします。

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	平成7年9月1日以降の 保険料一時払契約※	0%
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型 個人年金保険	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約※	0%
予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)※ 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)※		0%
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)	平成10年7月2日以降の 保険料一時払契約	0%
一時払退職後終身保険	平成11年4月2日以降の 保険料一時払契約	0%

- (注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は平成28年度決算に基づく利差益配当率を示しています。  
 2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利差益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。  
 3. 上記にかかわらず、5年ごと利差配当付医療定期保険および5年ごと利差配当付医療終身保険、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険(第1保険期間)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険、変額保険(有期型)および変額保険(終身型)(払済保険および延長保険を除きます。)、最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)、定額年金支払移行特約、家族定期保険特約(子型)ならびに介護終身保障特別移行特約(終身保険特約の一時払いからの移行の場合)の利差益配当は0円とします。  
 ※ 配当金により保険金を買増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。  
 ただし、年金支払特約については、平成10年7月2日以降に付加された場合とします。

別表 2

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			5年ごと利差配当付定期保険 定期保険集団扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付通増定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 養育年金特約	平成19年4月1日以前	男性	6%	6%	33%	59%
		女性	6%	6%	31%	57%	58%	58%	58%
	平成19年4月2日以降	男性	1%	1%	3%	4%	4%	4%	4%
		女性	1%	1%	1%	2%	3%	3%	3%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	男性	26%	26%	53%	78%	78%	58%	58%
		女性	36%	36%	61%	87%	87%	87%	57%
	平成19年4月2日以降	男性	21%	21%	23%	23%	23%	3%	3%
		女性	31%	31%	31%	32%	32%	32%	2%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障定期保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障定期保険特約	平成19年4月1日以前	男性・女性	—	2.5%	15%	27.5%	27.5%	27.5%	27.5%
	平成19年4月2日以降	男性・女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約および更新後契約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、養育年金特約を除き、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、10年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の（第1）被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上10年以下の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上10年未満の契約で転換により消滅する契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。

## 別表3

## 5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)		男性	1,190	1,190	1,260	1,400	1,540	1,540	910
		女性	980	980	980	1,050	1,190	630	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	男性	2,520	2,170	1,470	0	0	0	0
		女性	2,730	0	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	男性	1,330	1,330	1,470	0	0	0	0
		女性	1,330	0	0	0	1,190	4,200	5,040
入院治療重点保障特約 こども入院治療重点保障特約		男性	1,890	2,240	1,540	1,050	350	0	0
		女性	1,400	1,190	840	1,120	1,330	2,240	1,960
通院特約(04) こども通院特約(04)		男性	1,960	1,540	2,380	4,970	8,120	19,740	26,250
		女性	2,170	1,890	2,170	3,640	6,300	15,680	21,280
入院保障充実特約 こども入院保障充実特約		男性	280	350	140	0	0	0	0
		女性	140	70	0	70	140	350	280
総合医療特約 こども総合医療特約		男性	980	980	980	980	980	980	980
		女性	980	980	980	980	980	980	980

(注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約および更新後契約は除きます。

2. 中途付加などにより、10年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。

3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。

4. 次年度において経過年数が6年以上10年以下の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上10年未満の契約で転換により消滅する契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。

5. 入院治療重点保障特約およびこども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約(04)およびこども通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約およびこども入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。

6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。

7. 平成28年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表4

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保険種類	対象契約		契約 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 逓減定期保険特約 保険料特別払込逓減定期保険特約 収入保障特約	平成19年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性	1.2%	1.2%	6.6%	11.8%	11.8%	11.8%	11.8%
			女性	1.2%	1.2%	6.2%	11.4%	11.6%	11.6%	11.6%
		経過9年 の契約	男性	4.8%	4.8%	26.4%	47.2%	47.2%	47.2%	47.2%
			女性	4.8%	4.8%	24.8%	45.6%	46.4%	46.4%	46.4%
	平成19年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0.2%	0.2%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
			女性	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	0.6%	0.6%	0.6%
		経過9年 の契約	男性	0.8%	0.8%	2.4%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
			女性	0.8%	0.8%	0.8%	1.6%	2.4%	2.4%	2.4%
新介護収入保障特約 新介護逓減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	平成19年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性	5.2%	5.2%	10.6%	15.6%	15.6%	11.6%	11.6%
			女性	7.2%	7.2%	12.2%	17.4%	17.4%	17.4%	11.4%
		経過9年 の契約	男性	20.8%	20.8%	42.4%	62.4%	62.4%	46.4%	46.4%
			女性	28.8%	28.8%	48.8%	69.6%	69.6%	69.6%	45.6%
	平成19年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性	4.2%	4.2%	4.6%	4.6%	4.6%	0.6%	0.6%
			女性	6.2%	6.2%	6.2%	6.4%	6.4%	6.4%	0.4%
		経過9年 の契約	男性	16.8%	16.8%	18.4%	18.4%	18.4%	2.4%	2.4%
			女性	24.8%	24.8%	24.8%	25.6%	25.6%	25.6%	1.6%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	平成19年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性・ 女性	—	0.5%	3%	5.5%	5.5%	5.5%	5.5%
			経過9年 の契約	男性・ 女性	—	2%	12%	22%	22%	22%
	平成19年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性・ 女性	—	0%	0%	0%	0%	0%	0%
			経過9年 の契約	男性・ 女性	—	0%	0%	0%	0%	0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、養育年金特約を除き、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、6年または9年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上9年以下の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上9年未満の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 平成28年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表 5

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
災害入院特約(01)	経過6年の契約	男性	510	510	540	600	660	660	390	
		女性	420	420	420	450	510	270	0	
	経過9年の契約	男性	680	680	720	800	880	880	520	
		女性	560	560	560	600	680	360	0	
疾病医療特約(01)	平成19年4月1日以前	経過6年の契約	男性	1,080	930	630	0	0	0	0
		女性	1,170	0	0	0	0	0	0	
		経過9年の契約	男性	1,440	1,240	840	0	0	0	0
		女性	1,560	0	0	0	0	0	0	
	平成19年4月2日以降	経過6年の契約	男性	570	570	630	0	0	0	0
		女性	570	0	0	0	510	1,800	2,160	
経過9年の契約	男性	760	760	840	0	0	0	0		
女性	760	0	0	0	680	2,400	2,880			
入院治療重点保障特約	経過6年の契約	男性	810	960	660	450	150	0	0	
		女性	600	510	360	480	570	960	840	
	経過9年の契約	男性	1,080	1,280	880	600	200	0	0	
		女性	800	680	480	640	760	1,280	1,120	
通院特約(04)	経過6年の契約	男性	840	660	1,020	2,130	3,480	8,460	11,250	
		女性	930	810	930	1,560	2,700	6,720	9,120	
	経過9年の契約	男性	1,120	880	1,360	2,840	4,640	11,280	15,000	
		女性	1,240	1,080	1,240	2,080	3,600	8,960	12,160	
入院保障充実特約	経過6年の契約	男性	120	150	60	0	0	0	0	
		女性	60	30	0	30	60	150	120	
	経過9年の契約	男性	160	200	80	0	0	0	0	
		女性	80	40	0	40	80	200	160	
総合医療特約	経過6年の契約	男性	420	420	420	420	420	420	420	
		女性	420	420	420	420	420	420	420	
	経過9年の契約	男性	560	560	560	560	560	560	560	
		女性	560	560	560	560	560	560	560	

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）は除きます。  
 2. 中途付加などにより、6年または9年を経過しない特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。  
 3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。  
 4. 次年度において経過年数が6年以上9年以下の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上9年未満の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。この場合、経過年数に応じた調整を行います。  
 5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。  
 6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。  
 7. 平成28年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表6

## 死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保 險 種 類	対 象 契 約	到達 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
毎期精算配当付自由保険 新教育保険・定期付養老保険	昭和44年5月以前の契約	男性	—	—	—	—	5,960	15,390	36,610	
		女性	—	—	—	—	7,250	19,490	48,660	
生存給付金付終身保険・終身保険 通増年金収入保障保険	昭和44年6月以降 昭和49年4月以前の契約	男性	—	—	—	2,000	4,680	13,170	34,760	
		女性	—	—	—	2,420	5,970	17,270	46,810	
生存給付金付通増年金収入保障保険 定期保険・新生存給付金付定期保険特約	昭和49年5月以降 昭和51年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	1,240	2,000	6,150	16,330	
		女性	—	—	—	1,660	3,290	10,250	28,380	
連生終身保険・定期保険特約 家族定期保険特約(配偶者型) 家族定期保険特約(子型)	昭和51年3月2日以降 昭和56年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	1,240	2,000	6,150	16,330	
		女性	—	—	—	1,090	1,700	5,780	16,420	
増加養老保険・増加養老保険特約 増加終身保険・増加生存保険	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前の契約	男性	—	—	270	750	1,350	4,510	12,870	
		女性	—	—	360	580	830	3,110	9,920	
養老保険特約・終身保険特約 保険料特別払込定期保険特約	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前の契約	男性	—	—	110	440	1,320	3,480	9,690	
		女性	—	—	150	360	480	1,860	6,880	
保険料特別払込定期保険特約 生存給付金付定期保険特約	平成2年4月2日以降 平成8年4月1日以前の契約	男性	—	430	100	380	1,150	2,640	5,900	
		女性	—	140	140	230	350	1,330	5,270	
連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 増加連生終身保険・増加連生生存保険 連生終身保険特約・逡減定期保険特約 連生逡減定期保険特約・収入保障特約 保険料特別払込逡減定期保険特約 連生保険料特別払込逡減定期保険特約 定期保険集団扱特約付定期保険 一時払退職後終身保険 一時払退職後終身保険定期保険特約 個人年金保険・新個人年金保険	平成8年4月2日 以降の保険年齢 方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約 男性	30	380	80	270	520	2,640	4,630	
		女性	10	70	10	180	350	1,210	3,640	
		配当回数4回以降 9回以内 男性	30	380	80	270	520	2,640	4,630	
		女性	10	70	10	180	350	1,210	3,640	
	配当回数3回以内 男性	30	380	220	270	520	2,640	4,630		
		女性	10	70	130	190	430	1,210	3,640	
		平成19年4月2日 以降の満年齢 方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約 男性	20	90	100	200	390	780	1,630
			女性	0	50	50	110	190	320	830
配当回数4回以降 9回以内 男性	20	90	100	200	390	780	1,630			
女性	0	50	50	110	190	320	830			
配当回数3回以内 男性	20	90	250	200	390	780	1,630			
女性	0	50	170	120	260	320	830			
変額保険(有期型) 変額保険(終身型)	平成6年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	70	640	2,150	6,470	
		女性	—	—	—	0	160	1,210	5,350	
	平成6年4月2日以降 平成8年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	70	470	1,310	2,680	
		女性	—	—	—	0	100	680	3,740	
平成8年4月2日以降の契約	男性	—	—	0	70	140	1,310	1,410		
	女性	—	—	0	0	100	560	2,110		
保障付積立保険		男性	20	90	100	200	390	780	1,630	
		女性	0	50	50	110	190	320	830	
祝金付特別終身保険	昭和49年4月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	34,760	
		女性	—	—	—	—	—	—	46,810	
	昭和49年5月以降 昭和51年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	—	—	—	16,330	
		女性	—	—	—	—	—	—	28,380	
昭和51年3月2日以降の契約	男性	—	—	—	—	—	—	16,330		
	女性	—	—	—	—	—	—	16,420		
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病保障終身保険特約 特定疾病保障定期保険特約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	0	0	130	330	2,060	3,870	
		女性	—	0	0	120	240	1,050	3,720	
	配当回数4回以降 9回以内	男性	—	0	0	150	530	2,060	4,070	
		女性	—	0	0	120	430	1,280	4,070	
配当回数3回以内	男性	—	140	160	350	730	2,060	4,070		
	女性	—	60	160	240	630	1,280	4,070		
重度慢性疾患保障保険 重度慢性疾患保障保険特約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	0	0	130	230	2,060	3,590	
		女性	—	0	0	120	240	1,020	3,150	
	配当回数4回以降 9回以内	男性	—	0	0	130	400	2,060	3,590	
		女性	—	0	0	120	250	1,040	3,420	
配当回数3回以内	男性	—	150	160	310	600	2,060	3,590		
	女性	—	60	130	200	450	1,040	3,420		
介護収入保障特約		男性	—	380	70	280	620	3,030	5,450	
新介護収入保障特約		女性	—	70	10	170	370	1,300	4,450	



## 死差益配当率表（例示）（続き）

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約、保障付積立保険ならびに昭和60年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生逓減定期保険特約、連生保険料特別払込逓減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 平成8年4月2日以降平成11年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約の昭和62年3月以前の契約については、昭和56年4月2日以降昭和60年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
6. 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
7. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)または新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）の定額払済年金保険および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険については、契約時期、定額払済年金保険への変更時期、定額年金保険への移行時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、平成7年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険（配当金により保険金を買い増す場合の買増部分を含みます。）および平成10年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
9. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定額払済年金保険を除きます。）ならびに最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)の死差益配当は0円とします。
10. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

## 別表7

## 費 差 益 配 当 率 表

## 1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
		円	円
毎期精算配当付自由保険	昭和49年4月以前 保険金50万円以上の契約	1,650	—
	保険金50万円未満の契約	2,650	—
	昭和49年5月以降 昭和56年4月1日以前	1,650	—
	昭和56年4月2日以降 昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
新教育保険	平成5年4月1日以前	50	200
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	0
	平成11年4月2日以降	0	0
定期付養老保険	昭和45年11月9日以前	1,650	1,600
	昭和45年11月10日以降 昭和56年4月1日以前	1,650	1,100
	昭和56年4月2日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	昭和56年4月1日以前	1,900	1,100
	昭和56年4月2日以降	1,000	950
終身保険	昭和60年4月1日以前	1,000	—
	昭和60年4月2日以降 平成2年4月1日以前	600	—
	平成2年4月2日以降 平成5年4月1日以前	250	—
	平成5年4月2日以降 平成11年4月1日以前	50	—
	平成11年4月2日以降	0	—
通増年金収入保障保険		1,650	1,100

## 費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
生存給付金付逦増年金収入保障保険	昭和56年 4 月 1 日以前	円 1,900	円 1,100
	昭和56年 4 月 2 日以降 昭和60年 4 月 1 日以前	1,000	950
	昭和60年 4 月 2 日以降 平成 2 年 4 月 1 日以前	600	550
	平成 2 年 4 月 2 日以降	250	200
定期保険	昭和56年 4 月 1 日以前	-	1,100
	昭和56年 4 月 2 日以降 昭和60年 4 月 1 日以前	-	950
	昭和60年 4 月 2 日以降 平成 2 年 4 月 1 日以前	-	550
	平成 2 年 4 月 2 日以降 平成 5 年 4 月 1 日以前	-	200
	平成 5 年 4 月 2 日以降	-	0
定期保険集団扱特約付定期保険		-	0
連生終身保険	平成 5 年 4 月 1 日以前	250	-
	平成 5 年 4 月 2 日以降 平成11年 4 月 1 日以前	50	-
	平成11年 4 月 2 日以降	0	-
保障付積立保険		70	-
特定疾病保障終身保険	平成11年 4 月 1 日以前	50	-
	平成11年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障定期保険		-	0
重度慢性疾患保障保険		-	0
変額保険 (有期型)	平成 6 年 4 月 1 日以前	600	-
	平成 6 年 4 月 2 日以降	50	-
変額保険 (終身型)	平成 6 年 4 月 1 日以前	600	-
	平成 6 年 4 月 2 日以降	50	-
個人年金保険		-	1,000
新個人年金保険	平成 2 年 4 月 1 日以前	-	600
	平成 2 年 4 月 2 日以降 平成 5 年 4 月 1 日以前	-	250
	平成 5 年 4 月 2 日以降 平成11年 4 月 1 日以前	-	50
	平成11年 4 月 2 日以降	-	0
個人年金保険(93)	平成11年 4 月 1 日以前	-	50
	平成11年 4 月 2 日以降	-	0

## 費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
定期保険特約	昭和56年 4 月 1 日以前	円 —	円 1,100
	昭和56年 4 月 2 日以降 昭和60年 4 月 1 日以前	—	950
	昭和60年 4 月 2 日以降 平成 2 年 4 月 1 日以前	—	550
	平成 2 年 4 月 2 日以降 平成 5 年 4 月 1 日以前	—	200
	平成 5 年 4 月 2 日以降	—	0
家族定期保険特約 (配偶者型) 家族定期保険特約 (子型)	平成 2 年 4 月 1 日以前	—	550
	平成 2 年 4 月 2 日以降 平成 5 年 4 月 1 日以前	—	200
	平成 5 年 4 月 2 日以降	—	0
養老保険特約	平成 2 年 4 月 1 日以前	600	—
	平成 2 年 4 月 2 日以降 平成 5 年 4 月 1 日以前	250	—
	平成 5 年 4 月 2 日以降 平成11年 4 月 1 日以前	50	—
	平成11年 4 月 2 日以降	0	—
終身保険特約	平成 2 年 4 月 1 日以前	600	—
	平成 2 年 4 月 2 日以降 平成 5 年 4 月 1 日以前	250	—
	平成 5 年 4 月 2 日以降 平成11年 4 月 1 日以前	50	—
	平成11年 4 月 2 日以降	0	—
生存給付金付定期保険特約	平成 5 年 4 月 1 日以前	50	200
	平成 5 年 4 月 2 日以降 平成11年 4 月 1 日以前	50	0
	平成11年 4 月 2 日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	平成 5 年 4 月 1 日以前	—	200
	平成 5 年 4 月 2 日以降	—	0
連生終身保険特約	平成 5 年 4 月 1 日以前	250	—
	平成 5 年 4 月 2 日以降 平成11年 4 月 1 日以前	50	—
	平成11年 4 月 2 日以降	0	—
通減定期保険特約	平成 5 年 4 月 1 日以前	—	200
	平成 5 年 4 月 2 日以降	—	0
連生通減定期保険特約		—	0
特定疾病保障終身保険特約	平成11年 4 月 1 日以前	50	—
	平成11年 4 月 2 日以降	0	—
特定疾病保障定期保険特約		—	0
重度慢性疾患保障保険特約		—	0
収入保障特約		—	0
介護収入保障特約		—	0
新介護収入保障特約		—	0

## 費差益配当率表 (続き)

### 2. 保険料払済後

昭和56年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
昭和56年4月2日以降契約	0円

### 3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約（更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ）については、次の金額を加算します。

- (1) 契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円
- (2) 契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

- (注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。
2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)、新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険の費差益配当は0円とします。

## 災害・疾病特約配当率表 (例示)

(特約保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率	
		男 性	女 性
傷害特約	昭和58年 4 月 1 日以前	円 200	円 350
	昭和58年 4 月 2 日以降 平成 2 年 4 月 1 日以前	100	150
	平成 2 年 4 月 2 日以降 平成13年 4 月 1 日以前	50	50
	平成13年 4 月 2 日以降	0	0
災害保障特約	昭和51年 3 月 1 日以前	1,280	1,650
	昭和51年 3 月 2 日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	昭和51年 3 月 1 日以前	930	1,110
	昭和51年 3 月 2 日以降	330	510
家族災害保障特約	昭和51年 3 月 1 日以前	1,490	—
	昭和51年 3 月 2 日以降	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	昭和58年 4 月 1 日以前	200	350
	昭和58年 4 月 2 日以降 平成 2 年 4 月 1 日以前	100	150
	平成 2 年 4 月 2 日以降 平成13年 4 月 1 日以前	50	50
	平成13年 4 月 2 日以降	0	0
がん診断特約		0	0

## 災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500
手術給付金付疾病入院保障特約	0	0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	-	0
女性疾病医療特約(01)	-	0
傷害損傷特約	0	0
傷害損傷特約(04)	0	0
先進医療特約	0	0
総合医療特約	100	100
こども総合医療特約	100	100
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
成人病入院特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	-	0
がん入院特約(09)	0	0
新先進医療特約	0	0
がん薬物治療特約	0	0

## 災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到達 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		男性	—	450	450	450	450	450	450
		女性	—	630	630	630	630	630	630
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	平成13年4月1日以前	男性	—	450	450	450	450	450	450
		女性	—	630	630	630	630	630	630
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	225	225	225	225	225	225	225
		女性	180	180	180	180	180	180	180
	平成19年4月2日以降	男性	225	225	225	255	285	300	225
		女性	180	180	180	180	210	240	0
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		男性	—	780	760	580	0	0	0
		女性	—	600	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	平成13年4月1日以前	男性	—	800	780	600	0	0	0
		女性	—	600	0	0	0	0	0
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	480	300	280	100	0	0	0
		女性	530	100	0	0	0	0	0
	平成19年4月2日以降	男性	210	160	180	210	0	0	0
		女性	240	80	0	0	110	270	740
通院特約 こども通院特約	平成13年4月1日以前	男性	—	230	220	410	770	1,550	3,020
		女性	—	280	260	320	610	1,280	2,490
	平成13年4月2日以降 平成19年4月1日以前	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
	平成19年4月2日以降	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340
通院特約(04)	平成19年4月1日以前	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
	平成19年4月2日以降	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840
入院初期給付特約		男性	—	180	180	70	0	0	0
		女性	—	90	0	0	50	120	170
入院治療重点保障特約	平成19年4月1日以前	男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
	平成19年4月2日以降	男性	210	310	300	190	110	0	0
		女性	200	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約		男性	20	50	50	10	0	0	0
		女性	20	20	0	0	10	30	40

(注) 1. 災害入院特約、新災害入院特約(87)、新こども災害入院特約(87)、災害入院特約(01)およびこども災害入院特約(01)は入院給付日額1,500円に対する配当率です。

2. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、傷害損傷特約および傷害損傷特約(04)は運動器損傷給付金額1万円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、先進医療特約および新先進医療特約は1件に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円、がん薬物治療特約はがん薬物治療給付金額1万円に対する配当率です。

3. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。

4. 本人型・本人妻型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。



別表9

## 団体保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、7%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。
2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

## 団体年金保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02) 新団体生存保険	予定利率0.75%または1.25%に対する責任準備金に対して、0.09% 上記以外は、0%
拠出型企業年金保険(02)	予定利率0.75%に対する責任準備金に対して、0.64% 予定利率1.25%に対する責任準備金に対して、0.14% 上記以外は、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位口別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。
2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 新企業年金保険、新企業年金保険(02)および新団体生存保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

## 医療保障保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
医療保障保険(個人型)	①被保険者の年齢に応じて、死亡保険金100万円について1,070円まで ②被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

保険業法第49条により準用する会社法第318条の規定に基づき、上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成した。

平成29年7月4日

議事録作成者 取締役 橋本雅博

以上